

国際税務ニュースレター

2009年4月号

今回のテーマ: 外国子会社配当益金不算入 (平成21年度税制改正)

平成21年度税制改正には、外国子会社配当益金不算入制度の創設が盛り込まれました。外国子会社からの配当が、益金不算入とされれば、外国子会社の留保利益を、源泉所得税以外の追加税負担を伴わないで日本国内に送金することが可能となります。改正により、国内投資の促進による日本経済の活性化が期待されています。

1 これまでの取り扱い

1. 外国税額控除制度（間接外国税額控除）

外国子会社からの配当は、親会社の課税対象としたうえで、外国子会社が現地で課された外国法人税を日本の法人税額から控除することにより、国際間の経済的二重課税を排除してきました。

2. 外国税額控除制度の問題点

外国税額控除制度では、外国子会社とその留保利益を親会社に配当しない限り、子会社の利益が日本で課税されることはありません。ところが、配当によって親会社に資金を還流させた場合、子会社の利益は、日本の高い実効税率により課税されてしまいます。そのため、外国子会社の利益の多くが日本に還流されず、海外に留保されてきたものと考えられています。

2 平成21年税制改正後

1. 外国子会社配当益金不算入制度の創設にともなう外国税額控除制度の改正

親会社が外国子会社から受ける配当を益金の額に算入しないこととなれば、そもそも二重課税は生じませんので、間接外国税額控除制度は廃止されます。

2. 益金不算入額

外国子会社から受ける配当の額から、その配当の額の5%に相当する金額を控除した金

額が、益金不算入の対象となります。

3. 配当に係る源泉税の取り扱い

外国子会社の居住地国によって課される配当の源泉税は、損金の額に算入することはできず、直接外国税額控除も認められません。受取配当自体を免税とするのですから、配当に課される源泉税についても二重課税排除の必要性はないと考えられたからです。

4. 外国子会社の意義

対象となる「外国子会社」は、以下の および の条件を充たしている必要があります。

内国法人が外国法人の発行済株式等の 25%以上を有していること

その株式等を、配当の支払義務が確定する日以前 6 月以上引き続き直接有していること

5. 適用要件

この規定の適用を受けるためには、確定申告書に益金の額に算入されない配当の額およびその明細を記載し、一定の書類を保存しなければなりません。

6. 適用開始時期

内国法人の平成 21 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において受ける外国子会社からの配当について適用されます。

お見逃しなく！

この制度の導入により、間接外国税額控除制度は廃止されますが、施行日（平成 21 年 4 月 1 日）前に開始した事業年度に受けた配当がある場合には、経過措置により 3 年間に限り間接税額控除の適用が認められます。

お問い合わせ先：税理士法人わかば

TEL：042-729-6440 FAX：042-729-6991

Mail：info@wakaba-tax.com

情報提供：太陽ASGグループ（グラント・ソントン 加盟事務所）